

規則

埼玉県立高等学校管理規則及び埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

埼玉県教育委員会規則第五号

埼玉県立高等学校管理規則及び埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則

(埼玉県立高等学校管理規則の一部改正)

第一条 埼玉県立高等学校管理規則(昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項の表中

技能主任	上司の命を受け、自動車の運転作業、畜産作業、園芸作業等の業務で相当困難なもの。
------	---

運転、農業、介助に従事す

を

技能主任	主任 上席業務	主任 上席技能	上司の命を受け、自動車の運転作業、畜産作業、園芸作業等の業務で困難なものに従事する。
	主任		上司の命を受け、炊事の業務、の整備その他の用務で困難なものに従事する。
			上司の命を受け、自動車の運転作業、畜産作業、園芸作業等の業務で相当困難なものに従事する。

、農
介助
る。
環境

の に	、 農	介 助	事 す
--------	--------	--------	--------

に改める。

（埼玉県立中学校管理規則の一部改正）

第二条 埼玉県立中学校管理規則（平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の表中

業 務 主 任

上司の命を受け、炊事の業務、の整備その他の用務で相当困難のに従事する。

環 境 な も

を

上 席 業 務 主 任	業 務 主 任
----------------------------	------------------

上司の命を受け、炊事の業務、環境の整備その他の用務で困難なものに従事する。
 上司の命を受け、炊事の業務、環境の整備その他の用務で相当困難なものに従事する。

に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。